

経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)抜粋

第3章 経済・財政一体改革の進捗・推進

1. 経済・財政一体改革の着実な推進

「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針の下、引き続き、600兆円経済の実現と2020年度(平成32年度)の財政健全化目標の達成の双方の実現を目指す。

「経済・財政再生計画」の「集中改革期間」の最終年度である2018年度(平成30年度)においても、手綱を緩めることなく、社会保障の効率化など、同計画における歳出・歳入両面の取組を進める。その際、「見える化」、先進・優良事例の展開、ワイズ・スペンディングを強化するとともに、エビデンスに基づく政策立案を推進する。また、健康・医療・介護の一体的取組、社会資本ストックの面的再生などの縦割りを排した取組を推進する。目標に向けた進捗状況の中間評価に向けて、改革の進捗や財政健全化目標との関係の点検・評価、これまでの主要政策の効果等の測定・分析を強化していく。

人的資本の質を高め、潜在成長率を引き上げていく。このため、社会保障の持続可能性を高めるとともに、人材投資や研究開発投資等の強化を通じて、経済社会の生産性の引上げを図る。追加的な歳出増加要因については、必要不可欠なものとするとともに、適切な安定財源を確保する。一定期間内の追加的な歳出増加要因については、資産売却等を含めた財源を確保し、財政規律を堅持する。

2. 改革に向けた横断的事項

(1) 「見える化」、先進・優良事例の全国展開、ワイズ・スペンディングの推進

① 比較可能な「見える化」の徹底・拡大

「見える化」を比較可能なものに通じ、経済・財政や暮らしに係る地域差の要因分析と解決策の検討を促進し、関係者間での課題認識の共有と行動の変容につながるべく、先進・優良事例の全国展開の促進やワイズ・スペンディングの徹底、構造改革に向けたインセンティブ強化の基盤とする。

「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」についても、より多角的な基準による類似団体比較を可能とするための機能拡充などの取組を進める。

② 先進・優良事例の全国展開の促進

公的サービス改革の先進・優良事例について、基礎自治体レベルへの浸透・拡大を加速するため、工程の具体化と成果目標(アウトカム)に着目したKPIに基づく進捗管理を徹底し、以下の取組を推進する。

先進・優良事例の全国展開を支援する関係府省庁は、取組の効果が他の団体にも明確に認識されるよう、地方公共団体の類型化やデータの標準化等を進めることで類似団体間の比較可能性を確保する。また、公共サービスイノベーション・プラットフォームなどの枠組みも活用し、地方公共団体間で課題等を共有しつつ共同して自主的に進める業務改革について、「地方の、地方による、地方のための」改革として、他の模範となる

先進・優良事例の全国展開が図られるよう、地方主体の取組を支援する。

③ ワイズ・スペンディングの徹底

政策効果が乏しい歳出は徹底して削減し、政策効果の高い歳出に転換するワイズ・スペンディングの仕組みを強化し、予算の質を更に高める。

予算編成過程における、経済財政諮問会議等での議論を通じた施策の優先順位付けや、データに基づく政策効果の分析・評価の活用を徹底する。特に新規に要求される補助事業等については、アウトカムの設定において成果把握の仕組みの充実を図ること等により、効果的な国庫補助事業等の実施に努める。

(2) データプラットフォームの整備を通じたEBPMの推進

各分野において、標準化された包括的なデータプラットフォームを構築することにより、客観的証拠に基づく政策のPDCAサイクルを確立する。あわせて、秘匿性を確保した上で民間利用を促すことを通じ、データ駆動型社会を構築し Society 5.0 の実現を目指す。関係府省庁は、データプラットフォームの構築やデータ収集・作成の際には、地域間で標準化し地域間で政策評価を比較考量が可能なものとする。また、「統計改革推進会議最終取りまとめ」等を踏まえ、地方公共団体においても国と歩調を合わせてEBPMを推進するよう促す。

医療・介護分野等における給付の実態や診療行為の地域差等を明らかにする「見える化」を徹底して行う。

社会資本の維持管理のスマート化等に向けて、インフラ・データプラットフォームを構築し、現場におけるデータの利活用を推進する。また、G空間情報センターの活用や地域の大学等との連携も図りつつ、まちづくり、農業などの産業の生産性向上等へのデータの活用を図る。総合科学技術・イノベーション会議、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、関係省庁は連携しデータ様式の標準化、システムの連携や取組の整理・実装を進める。

総合科学技術・イノベーション会議を中心に、科学技術イノベーション政策の効果を評価・分析するデータを知の基盤として体系的に整備する。

教育分野においても、教育政策の効果及び費用、環境要因等を分析するため、教育関連データの整備充実や研究成果の蓄積、多様な研究者による活用等の促進を進める。

(3) 将来見通しの策定、実行

人口減少の下、地方公共団体においても社会保障改革、公共施設の再編・集約化や老朽化対策等への計画的な取組を促すため、関係府省庁が協力して、需要やコストなどについて、将来見通しの検討を含め、更なる「見える化」に向けて取り組む。また、将来の人口規模1億人、インバウンドや官民連携の拡大等を踏まえ、国土に関する長期計画の実行・実現に向けて、KPIや工程表を具体化し、エビデンスに基づくPDCAサイクルを通じて政府横断的な取組を推進する。

3. 主要分野ごとの改革の取組

(1) 社会保障

① 基本的な考え方

全ての団塊の世代が後期高齢者となる2025年度を見据え、データヘルスや予防等を通じて、国民の生活の質（QOL）を向上させるとともに、世界に冠たる国民皆保険・皆年金を維持し、これを次世代に引き渡すことを目指す。このため、「経済・財政再生計画」に掲げられた44の改革項目について、今年度や来年度以降の検討・取組事項も含めて速やかに検討し、改革工程表に沿って着実に改革を実行していく。

2018年度（平成30年度）は、診療報酬・介護報酬等の同時改定及び各種計画の実施、国民健康保険（国保）の財政運営の都道府県単位化の施行、介護保険制度改正の施行など重要な施策の節目の年であることから、改革の有機的な連携を図るよう施策を実施していく。公平な負担の観点で踏まえた効果的なインセンティブを導入しつつ、「見える化」に基づく国による効果的な支援等を行うことにより、都道府県の総合的なガバナンスを強化し、医療費・介護費の高齢化を上回る伸びを抑制しつつ、国民のニーズに適合した効果的なサービスを効率的に提供する。

② 地域医療構想の実現、医療計画・介護保険事業計画の統合的な策定等

地域医療構想の実現に向けて地域ごとの「地域医療構想調整会議」での具体的議論を促進する。病床の役割分担を進めるためデータを国から提供し、個別の病院名や転換する病床数等の具体的な対応方針の速やかな策定に向けて、2年間程度で集中的な検討を促進する。これに向けて、介護施設や在宅医療等の提供体制の整備と統合的な慢性期機能の再編のための地域における議論の進め方を速やかに検討する。このような自主的な取組による病床の機能分化・連携が進まない場合には、都道府県知事がその役割を適切に発揮できるよう、権限の在り方について、速やかに関係審議会等において検討を進める。また、地域医療介護総合確保基金について、具体的な事業計画を策定した都道府県に対し、重点的に配分する。

地域医療構想における2025年（平成37年）の介護施設、在宅医療等の追加的必要量（30万人程度）を踏まえ、都道府県、市町村が協議し統合的な整備目標・見込み量を立てる上での推計の考え方等を本年夏までに示す。

かかりつけ医の普及に向けて、まずは病院・診療所間の機能分化の観点から、医療保険財政の持続可能性の観点等を踏まえつつ、病院への外来受診時の定額負担に関し、現行の選定療養による定額負担の対象の見直しを含め、関係審議会等において具体的な検討を進め、本年末までに結論を得る。また、高齢化の進展等に伴う救急需要の増加への対応を検討する。

国保の財政運営責任を都道府県が担うことになること等を踏まえ、都道府県のガバナンスを強化するとともに、アウトカム指標等による保険者努力支援制度、特別調整交付金等の配分によりインセンティブを強化する。現行の普通調整交付金は、医療費が増え

ると配分が増える算定方法ともなっているため、所得調整機能を維持しながら、医療費適正化のインセンティブを効かせる観点から、地域差に関する調整・配分の在り方を検証し、2018年度（平成30年度）の新制度への円滑な移行に配慮しつつ速やかに関係者間で見直しを検討する。また、市町村の法定外一般会計繰入れの計画的な削減・解消を促す。

2008年度（平成20年度）以降臨時増員してきた医学部定員について、医師需給の見通しを踏まえて精査を行う。また、全体としての医師数増加が地域における医師の確保につながり全ての国民が必要な医療が受けられるよう、医師等の負担を軽減しつつ医療の質を確保するため、看護師の行う特定行為の範囲の拡大など十分な議論を行った上で、タスクシフティング（業務の移管）、タスクシェアリング（業務の共同化）を推進するとともに、複数医師によるグループ診療や遠隔診療支援等のへき地等に勤務する医師の柔軟な働き方を支援するなど抜本的な地域偏在・診療科偏在対策を検討する。

③ 医療費適正化

都道府県が中心となって市町村、保険者、医療関係者等が参加する協議体を構築し、住民の受療行動や医療機関の診療行為の変化を促すことを含め、様々な地域課題に取り組む。診療行為の地域差を含めたデータの「見える化」を行い、一般市民や医療機関にも分かりやすく提供する。

医療費の地域差の半減に向けて、外来医療費については、医療費適正化基本方針で示されている取組を実施するとともに、できるだけ早く取組を追加できるよう検討する。あわせて、入院医療費については、地域医療構想の実現によりどの程度の縮減が見込まれるかを明らかにする。これらにより十分な地域差の縮減を図ることができない場合には、更なる対応を検討する。

高齢者の医療の確保に関する法律⁹⁴第14条の規定⁹⁵について、第2期医療費適正化計画の実績評価を踏まえて、必要な場合には活用ができるよう、2017年度（平成29年度）中に関係審議会等において検討する。

社会保険診療報酬支払基金について、「規制改革実施計画」に沿いつつ、審査における常勤の医師など医療職種の活用拡大、審査委員会の在り方など、広範な改革を進める。また、業務効率化の範囲内を基本として、国保連等⁹⁶とともに保険者等のビッグデータの利活用の支援など、質が高く効果的なサービス提供に寄与するよう取組を進める。

④ 健康増進・予防の推進等

⁹⁴ 「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）

⁹⁵ 厚生労働大臣は、医療費適正化計画の実績に関する評価の結果、計画における医療の効率的な提供の推進の目標を達成し、医療費適正化を推進するために必要があると認めるときは、一の都道府県の区域内における診療報酬について、地域の実情を踏まえつつ、適切な医療を各都道府県間において公平に提供する観点から見て合理的であると認められる範囲内において、他の都道府県の区域内における診療報酬と異なる定めをすることができることとされている。

⁹⁶ 国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会

個人・患者本位で最適な健康管理・診療・ケアを提供する基盤として、健康・医療・介護のビッグデータを連結し、医療機関や保険者、研究者、民間等が活用できるようにするとともに、国民の健康管理にも役立つ「保健医療データプラットフォーム」や、自立支援等の効果が科学的に裏付けられた介護を実現するため、必要なデータを収集・分析するためのデータベースについて、2020年度（平成32年度）の本格運用開始を目指す。

健康なまちづくりの視点を含め、市町村国保のデータヘルスの取組を推進するとともに、国保の保険者努力支援制度や都道府県繰入金の活用を促すことにより、国保のインセンティブ措置を強化する。後期高齢者支援金の加算・減算制度について段階的に法定上限（±10%）まで引き上げるなどの見直しにより、インセンティブを強化するとともに、全保険者の特定健診・保健指導の実施率を2017年度（平成29年度）実績から公表する。

産業医・産業保健機能の強化や健康経営を担う専門人材の活用促進を図りつつ、企業が保険者との連携を通じて健康経営を促進し、健康増進・予防づくりにおける優良事例の全国展開を図る。

また、健康増進の観点から受動喫煙対策を徹底する。疾病予防・重症化予防を推進し、重症化予防等に向けた保健事業との連携の観点から、診療報酬を検討する。口腔の健康は全身の健康にもつながることから、生涯を通じた歯科健診の充実、入院患者や要介護者に対する口腔機能管理の推進など歯科保健医療の充実に取り組む。

がんとの闘いに終止符を打つため、がんの一次予防の推進、二次予防であるがん検診の内容の見直しの検討や受診率の向上を図るとともに、がんのゲノム情報や臨床情報等を集約し、質の高いゲノム医療を提供する体制（がんゲノム医療推進コンソーシアム）の構築を進め、がんの免疫療法等の革新的治療法や診断技術等の開発を行う。また、患者の視点からの情報提供に配慮した質の高い治験・臨床研究の体制の充実を図る。

アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症に関する実態を踏まえ、民間団体の活動しやすい環境整備を含めた相談・治療体制の整備を推進する。

⑤ 平成30年度診療報酬・介護報酬改定等

人口・高齢化の要因を上回る医療費の伸びが大きいことや、保険料などの国民負担、物価・賃金の動向、医療費の増加に伴う医療機関の収入や経営状況、保険財政や国の財政に係る状況等を踏まえつつ、診療報酬改定の在り方について検討する。

医療機関の地域連携強化に向けたこれまでの診療報酬改定内容を検証するとともに、地域医療構想の実現に資するよう病床の機能分化・連携を更に後押しするため、患者の状態像に即した適切な医療・介護を提供する観点から、報酬水準、算定要件など入院基本料の在り方や介護医療院⁹⁷の介護報酬・施設基準の在り方等について検討し、介護施

⁹⁷ 2017年（平成29年）の介護保険法改正により創設される介護保険施設。慢性期の医療・介護ニーズへの対応のための「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」などの医療機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた施設

設や在宅医療等への転換などの対応を進める。

医療・介護の連携強化に向けて、診療報酬・介護報酬の両面から対応する。自立支援に向けた介護サービス事業者に対するインセンティブ付与のためのアウトカム等に応じた介護報酬のメリハリ付けや、生活援助を中心に訪問介護を行う場合の人員基準の緩和やそれに応じた報酬の設定及び通所介護などその他の給付の適正化について、関係審議会等において具体的内容を検討し、2018年度（平成30年度）介護報酬改定で対応する。

また、改正障害者総合支援法⁹⁸の施行に向けて、新しく創設するサービス等の具体的内容を検討し、2018年度（平成30年度）障害福祉サービス等報酬改定で対応する。

⑥ 介護保険制度等

介護ニーズに応じた介護サービスを確保し、地域包括ケアを推進する。保険者機能の強化に向けた財政的インセンティブの付与の在り方について、地方関係者等の意見も踏まえつつ、改正介護保険法⁹⁹に盛り込まれた交付金の在り方を検討し、早期に具体化を図るなど、自立支援・重度化防止に向けた取組を促進する。あわせて、調整交付金の活用についても検討する。また、介護医療院について、介護療養病床等からの早期転換を促進するための報酬体系・施設基準を設定する。一人当たり介護費用の地域差縮減に向けて、介護費や認定率の地域差や個別の自治体の取組を「見える化」とするとともに、好事例の全国展開を図る。

介護人材の確保に向けて、これまでの介護人材の処遇改善等に加え、多様な人材の確保と人材育成、生産性向上を通じた労働負担の軽減、さらには安心・快適に働ける環境の整備を推進するなど総合的に取り組む。

認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の実現等により、認知症の人やその介護を行う家族等への支援を行う。このため、発症予防から初期、急性増悪時、人生の最終段階という認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等が提供される循環型の仕組みの構築を目指し、認知症初期集中支援チームの設置、認知症疾患医療センターの整備及び地域包括支援センターとの連携の強化その他必要な施策を推進する。また、地域包括支援センターの強化、認知症サポーターの養成・活用、生活機能障害リハビリの開発・普及、家族支援の普及、成年後見制度の利用促進など総合的に取り組む。

⑦ 薬価制度の抜本改革、患者本位の医薬分業の実現に向けた調剤報酬の見直し、薬剤の適正使用等

「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」（平成28年12月20日）に基づき、効能追加等に伴う市場拡大への対応、毎年薬価調査・薬価改定、新薬創出・適応外薬解消等促進加算制度のゼロベースでの抜本的見直し、費用対効果評価の本格導入などの薬価制度の抜本改革等に取り組み、「国民皆保険の持続性」と「イノベーションの推進」を両立

⁹⁸ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成28年法律第65号）

⁹⁹ 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号）

し、国民が恩恵を受ける「国民負担の軽減」と「医療の質の向上」を実現する。

その際、保険適用時の見込みよりも一定規模以上販売額が増加する場合には、市場拡大再算定も参考に速やかに薬価を引き下げる仕組みとする。全品を対象に、毎年薬価調査を行い、その結果に基づく薬価改定に当たっては、相応の国民負担の軽減となる仕組みとする。新薬創出・適応外薬解消等促進加算制度について、革新性のある医薬品を対象を絞る等により革新的新薬創出を促進しつつ国民負担を軽減する。エビデンスに基づく費用対効果評価を反映した薬価体系を構築する。このため、専門的知見を踏まえるとともに、第三者的視点に立った透明性の高い組織・体制をはじめとするその実施の在り方を検討し、本年中に結論を得る。また、画期性、有用性等に応じて薬価を設定し、創薬投資を促す一方、類似薬と比べて画期性、有用性等に乏しい新薬については、革新的新薬と薬価を明確に区別するなど、薬価がより引き下がる仕組みとする。革新的新薬を評価しつつ、長期収載品の薬価をより引き下げることで、医薬品産業について長期収載品に依存するモデルから高い創薬力を持つ産業構造に転換する。

メーカーが担う安定供給などの機能や後発医薬品産業の健全な発展・育成に配慮しつつ、後発医薬品の価格帯を集約化していくことを検討し、結論を得る。また、薬価調査について、個別企業情報についての機微情報に配慮しつつ、卸売業者等の事業への影響を考慮した上で、公表範囲の拡大を検討する。安定的な医薬品流通が確保されるよう、経営実態に配慮しつつ、流通の効率化を進めるとともに、流通改善の推進、市場環境に伴う収益構造への適切な対処を進める。

これらの取組等について、その工程を明らかにしながら推進する。また、競争力の強い医薬品産業とするため、「医薬品産業強化総合戦略」¹⁰⁰の見直しを行う。

患者本位の医薬分業の実現に向け、かかりつけ薬剤師・薬局が地域における多職種・関係機関と連携しつつ、服薬情報の一元的・継続的な把握等、その機能を果たすことを推進する。そのための方策の一つとしてICTによる情報共有（あらゆる薬局で活用可能な電子版お薬手帳等）を推進する。

調剤報酬については、薬剤の調製などの対物業務に係る評価の適正化を行うとともに、在宅訪問や残薬解消などの対人業務を重視した評価を、薬局の機能分化の在り方を含め検討する。これらの見直しと併せて、様々な形態の保険薬局が実際に果たしている機能を精査し、それに応じた評価を更に進める。

薬剤の適正使用については、病状が安定している患者等に対し、残薬の解消などに資する、医師の指示に基づくリフィル¹⁰¹処方の推進を検討する。また、重複投薬や多剤投与の適正化について、医師、薬剤師それぞれの役割を踏まえ、保険者等と連携した取組を推進するとともに、高齢者の生活習慣病治療薬等の重複投薬や多剤投与を含む処方の在り方について検討し、国内外の調査を踏まえ、ガイドラインの作成を含め、適正な処方に係る方策の検討を進める。さらに、効果のある患者に投薬がなされるよう、コンパ

¹⁰⁰ 「医薬品産業強化総合戦略」（平成27年9月4日厚生労働省策定）

¹⁰¹ 症状が安定しているなど長期投薬を受ける患者に対し、医師が繰り返し使用できる回数を定めた上で、一定期間反復使用できる処方箋を交付し、当該処方箋により、患者が薬局で繰り返し薬を受け取れる仕組み。

ニオン¹⁰²診断薬の研究開発等により、医薬品の効率的、効果的な使用を促進する。

このほか、セルフメディケーションを進めていく中で、地域住民にとって身近な存在として、健康の維持・増進に関する相談や一般用医薬品等を適切に供給し、助言を行う機能を持った健康サポート薬局の取組を促進する。

2020年（平成32年）9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。バイオ医薬品及びバイオシミラーの研究開発支援方策等を拡充しつつ、バイオシミラーの医療費適正化効果額・金額シェアを公表するとともに、2020年度（平成32年度）末までにバイオシミラーの品目数倍増（成分数ベース）を目指す。

⑧ 人生の最終段階の医療

人生の最終段階における医療について、国民全体で議論を深め、普段からの考える機会や本人の意思を表明する環境の整備、本人の意思の関係者間での共有等を進めるため、住民向けの普及啓発の推進や、関係者の連携、適切に相談できる人材の育成を図るとともに、参考となる先進事例の全国展開を進める。

⑨ 生活保護制度、生活困窮者自立支援制度の見直し

医療扶助費の適正化のため頻回受診対策や後発医薬品の使用促進を強化するとともに、生活習慣病予防等のための効果的・効率的な健康管理に向け、データヘルス実施の仕組みを検討する。子供の生活習慣改善に向け、学校等と連携したモデル的な取組について検討を行う。生活保護世帯の子供の大学等への進学を含めた自立支援に、必要な財源を確保しつつ取り組む。就労支援事業について、参加率や就労・増収の状況に大きな地域差が存在していることを踏まえ、就労支援を推進する。扶養の状況等を把握し、適切な保護の実施を図る。

生活扶助基準について、一般低所得世帯の消費実態との均衡等の観点からきめ細かく検証する。級地について、見直しに向け必要な検証等に取り組む。

支援につながっていない生活困窮者を把握し、世帯全体への支援につなげる相談支援体制の整備を進め、地域の実情を踏まえ、就労準備支援事業の促進策や家計相談、子供の学習支援、居住支援の推進など、自立に向けた支援メニューの見直しについて費用や効果の観点も踏まえつつ検討する。

（2）社会資本整備等

① 基本的な考え方

都市・まちの生産性向上を実現するため、インフラや土地等のストックを面で再生する仕組みを強化する。このため、改革項目について、改革工程表に沿って着実に改革を実行するとともに、コンパクト・プラス・ネットワークの形成、土地利用の再生、公的

¹⁰² 治療薬を使用できる患者を特定するために用いることにより、個別化医療に資する診断薬。

ストックの適正化、インフラ管理のスマート化を推進する。また、公共施設等の整備・運営に係る公的負担の抑制を図りつつ、民間投資やビジネス機会の拡大を図るため、「未来投資戦略2017」及び「PPP／PFI推進アクションプラン（平成29年改定版）」¹⁰³に沿って、PPP／PFIの普及を着実に推進する。さらに、既存施設の最大限の活用を図りつつ、成長力を強化する分野に重点化する。

② コンパクト・プラス・ネットワークの推進

策定された立地適正化計画の実現を図るため、モデル都市の形成・横展開を推進するとともに、府省庁横断的な支援の重点化を行うなどまちづくりと多様な分野との施策連携に取り組む。また、地方公共団体に対し、計画相互の比較検証を通じたコンサルティングやPDCAの徹底により、計画の質を不断に向上させるよう働きかけを行う。

まちの拡大を前提とした現行の都市計画制度をコンパクト・プラス・ネットワークに対応しやすいものに見直すための検討に着手する。その第一歩として、都市計画道路の見直しを加速する。また、官民の協働による都市構造の最適化を実現するため、都市計画に関するデータ活用基盤の整備、ビッグデータを活用した都市計画手法の高度化等を推進する。その際、立地適正化計画の実現と連携し、公共交通の利便性向上を図りつつ、持続的な公共交通網の形成を推進する。

③ 公的ストックの適正化とインフラ管理のスマート化

地方公共団体における「個別施設計画」の策定とそれに基づく公共施設等の集約化・複合化等や、その進捗に応じた継続的な公共施設等総合管理計画の見直し・充実を促進する。そのため、関係府省が、ガイドラインの策定や、更新費用試算ソフトの提供、先進事例の横展開を行い、比較可能性を確保した上で、地方公共団体の実効的な個別施設計画の策定を支援する。さらに、一定の期間を定めた中長期の住民一人当たりインフラ維持管理・更新費の見通しを地方公共団体間で比較可能な形で示す「見える化」を民間のノウハウ等も活用し推進するとともに、都道府県においてもその取組を支援する。

インフラ維持管理・更新に関する関係府省の研究開発に当たっては、総合科学技術・イノベーション会議が中心となって、政府横断的な視点で事業と予算や施策の関係整理・「見える化」・成果の横展開を進める。また、インフラメンテナンス国民会議等を通じて、民間の活力・ノウハウの活用推進や優良事例の全国展開、関連する企業の海外市場への展開を図る。

④ 所有者を特定することが困難な土地や十分に活用されていない土地・空き家等の有効活用

公共事業や農地・林地の集約化等において共通課題となっている所有者を特定するこ

¹⁰³ 「PPP／PFI推進アクションプラン（平成29年改定版）」（平成29年6月9日民間資金等活用事業推進会議決定）

とが困難な土地¹⁰⁴に関して、地域の实情に応じた適切な利用や管理が図られるよう、共有地の管理に係る同意要件の明確化や、公的機関の関与により地域ニーズに対応した幅広い公共的目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築、長期間相続登記が未了の土地の解消を図るための方策等について、関係省庁が一体となって検討を行い、必要となる法案の次期通常国会への提出を目指す。さらに、今後、人口減少に伴い所有者を特定することが困難な土地が増大することも見据えて、登記制度や土地所有権の在り方等の中長期的課題については、関連する審議会等において速やかに検討に着手し、経済財政諮問会議に状況を報告するものとする。

官民連携による空き家・空き地の流通・利活用等を促進するため、地方公共団体や不動産関連団体等の取組を後押しするとともに、空き家等の活用・管理・除却への支援や全国版空き家・空き地バンクの構築を行う。また、インデックス等の充実、地籍整備や登記所備付地図の整備等により不動産情報基盤の充実を図る。あわせて、法定相続情報証明制度の利用範囲を拡大するとともに、所有者情報の収集・整備・利活用を推進するため、制度・体制の両面から更なる取組を進める。

⑤ PPP/PFIの推進

上下水道等の経営の持続可能性を確保するため、2022年度（平成34年度）までの広域化を推進するための目標を掲げるとともに、「未来投資戦略2017」及び「PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改定版）」に基づき、コンセッション事業等をはじめ、多様なPPP/PFIの活用を重点的に推進する。また、PPP/PFIを活用した文教施設等の集約化・複合化に向けて、優良事例の横展開等を推進する。

人口20万人以上の自治体をはじめ、実効ある優先的検討の運用、補助金等の目的等を踏まえた補助金採択等の際の優先的検討の要件化、未検討案件への支援の縮小、地域プラットフォームの形成、案件発掘支援の拡充などの入口から出口までのハンズオン支援等を通じて、案件形成を促進する。

同アクションプランにおいて「公的不動産」を重点的に進める分野と位置付け、複数施設の整備・運営等を一括して事業化する「バンドリング・広域化」の案件形成、民間資金等活用事業推進機構の積極的な活用等を推進する。

⑥ 重点化・効率化の推進と担い手確保

戦略的な社会資本整備を進めるため、新規投資の費用便益分析を徹底し、民間投資の誘発効果などストック効果の高い事業への一層の重点化を図りつつ、他の整備手法との比較検証や既存社会資本ストックの有効活用、受益者負担や民間資金の活用による公的負担の最小化により、社会資本の投資効率を向上させる。その際、ストック効果の評価手法や運用方法を整備し、PDCAサイクルに活用する。

¹⁰⁴ 「所有者不明土地問題研究会」における法務省・国土交通省の調査によれば、現在、50年以上所有権の移転の登記等がされていない土地が、中山間地等では26.6%、大都市部でも6.6%に上るとともに、約2割の土地が所有者の所在の把握が難しい土地に該当する。

また、事業実施の際の施工効率等を高める「i-Construction」の取組について、地方公共団体への展開、幅広い工種や維持管理等への拡大を進めるとともに、AI、ドローン等の先端技術の開発・導入や各プロセスへの3次元モデル導入等を進める。あわせて、中長期的な現場の担い手を確保するため、社会保険未加入対策や適切な賃金水準の確保、若者や女性の活躍推進等の取組を進めるとともに、適正な工期設定や施工時期の平準化を通じて、週休2日の実現や長時間労働の是正等の働き方改革の取組を進める。

(3) 地方行財政等

① 基本的な考え方

「経済・財政再生計画」の下、国・地方を通じた経済再生・財政健全化に取り組み、全ての改革項目を改革工程表に従って着実に進める。同時に、地方行政サービスの地域差の「見える化」とそれを通じた行財政改革の推進、先進・優良事例の全国展開、地方公共団体の境界を越えた広域化・共同化、国及び地方のIT化・業務改革を軸に、地方の頑張りや工夫を引き出しつつ、以下の項目について重点的に取り組み、2020年代を見据えた地方行財政の構造改革を推進し、財政資金の効率的配分を図ることを検討する。

② 地方行政サービスの地域差の「見える化」等を通じた行財政改革の推進

地方公共団体の基金について、総務省は、各地方公共団体における財政状況の調査の一環として調査し、団体による積立金の現在高や増加幅の程度の差異を含め、その増加の背景・要因を把握・分析する。また、地方税収の回復に伴う財政力格差や民生・教育などの行政サービスの水準の地域差の状況を含め、総務省は関係府省と地方単独事業の実態把握と「見える化」に早急に取り組む。あわせて、地方公共団体間の財政力格差の調整状況を踏まえつつ、地方税の偏在是正につながる方策について検討する。

国庫支出金のパフォーマンス指標について、指標設定の促進とともに達成状況等の「見える化」を推進する。地方公共団体における行政サービスの効率化・重点化に向け、類似団体間でのコスト等の地域差の要因の分析、インセンティブ強化に資する補助金・交付金の配分を促進する。

③ 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革

地方交付税に関し、まち・ひと・しごと創生事業費について、地方創生の取組の成果の実現具合等を踏まえ、「人口減少等特別対策事業費」における「取組の成果」に応じた算定へのシフト、「地域の元気創造事業費」における「地域経済活性化分」の算定へのシフト等を進める。重点課題対応分に関連する諸施策について、地方公共団体による前年度の取組の成果を把握、「見える化」し、翌年度以降の施策の在り方について検討した上で、所要の措置を講じる。

社会保障や社会資本整備分野を含め、歳出効率化に資する様々な取組の先進・優良事例の拡大に向け、事例の普及状況に応じ、取組の促進に向けた効果的な方策について、幅広く検討する。

地方公営企業について、マネジメントの向上の観点から、管理者の設置などの経営体制や経営状況の「見える化」、公営企業会計の適用及び外部の知見の活用を推進する方策を講じる。また、公営企業の経営戦略や新公立病院改革プランの策定を促すとともに、抜本的な改革の検討を推進し、進捗状況と効果をチェックする。さらに、事業体間の経営状況の違いを乗り越えて事業統合・再編を進めるなどの先進事例の横展開、将来予測のための簡易支援ツールの活用や試算結果の公表の推進等により、事業統合・再編を含む広域化等の検討の加速に向けた支援を強化する。

私立大学の公立化に際しては、経営見通し等を「見える化」する。

先進的な業務改革の取組等の拡大を図りつつ、地方公共団体における歳出効率化効果等を改革工程表に沿って定量的に把握するとともに、中間評価に向けて、地方公共団体の改革意欲を損ねないことを前提に、トップランナー方式の影響額について、その活用の在り方及び地方財政計画上の取扱いを明確化する。

地方創生推進交付金について、各事業及び事業全体の効果を検証して効果向上を図る。

④ 広域化・共同化や業務改革等の推進

人口規模が小さく、行財政能力の限られる市町村と周辺の中核的な都市や都道府県との間の連携・補完に係る制度の整備等を踏まえ、地方公共団体の実情に応じ、公共サービスの広域化・共同化の取組を着実に推進する。

業務改革モデルプロジェクトの実施、標準委託仕様書等の取組の拡充、歳出削減効果測定のための簡便なツール策定等を通じ、窓口業務の民間委託の全国展開を進める。

⑤ 国・地方の行政効率化、IT化と業務改革

「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」¹⁰⁵、「デジタル・ガバメント推進方針」¹⁰⁶、「国・地方IT化・BPR推進チーム報告書」¹⁰⁷等に基づく国及び地方の業務改革・情報システム改革を着実に実施する。また、官民データの利活用による効果を最大限に発揮するため、データ利活用に係る分野横断的なプラットフォームの整備等も含め、国と各地方公共団体が一体的にシステム改革等を進める。

戸籍事務などの公共性の高い分野におけるマイナンバーの利用範囲の拡大を進める。マイナンバーカードの普及促進に向け、「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」に基づく官民の取組を強力に推進し、PDCAを確保する観点から、指標等に基づき、定期的に進捗状況を点検・評価する。国民生活の利便性の向上に向け、スマートフォンへの利用者証明機能の搭載を含め公的個人認証の民間部門における活用・普及推進に向けた制度整備を着実に進める。

地方公共団体におけるクラウドの導入については、地方公共団体への働きかけなどと

¹⁰⁵ 「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成29年5月30日閣議決定）

¹⁰⁶ 「デジタル・ガバメント推進方針」（平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）

¹⁰⁷ 「国・地方IT化・BPR推進チーム報告書」（平成29年5月19日決定）

ともに、各団体はクラウド導入等の計画を策定し、国はその進捗を管理する。また、取組状況や歳出効率化効果等を「見える化」し比較可能とすることで全国展開を進める。

行政手続のオンライン化については、その進捗を踏まえ、地方公共団体が共同で構築する電子申請システムの活用を進めるとともに、2017年度（平成29年度）中を目途に、地方公共団体の行政手続のオンライン利用促進に向けた方策を取りまとめる。

（４）文教・科学技術

①少子化の進展を踏まえた予算の効率化、②民間資金の導入促進、③予算の質の向上・重点化、④エビデンスに基づくPDCAサイクルの徹底を基本方針として、改革工程表に基づきこれまでの取組を進めるとともに、以下の改革を進める。

教育政策においてエビデンスに基づくPDCAサイクルを確立するための取組を進める。特に、次期教育振興基本計画等を通じて、幼児教育から高等教育、社会人教育までライフステージを通じた教育全体について、国・都道府県・市町村それぞれの権限を踏まえつつ実効性あるPDCAサイクルを構築する。

「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」も踏まえ、総合科学技術・イノベーション会議の司令塔機能強化に向け、2018年度（平成30年度）に創設することとされた「科学技術イノベーション官民投資拡大推進費（仮称）」により、「官民研究開発投資拡大プログラム」を創設するための準備を着実に進める。また、国立大学に対する評価性資産の寄附の促進策の検討や、国立研究開発法人の出資業務の更なる活用の在り方など制度的・法的基盤の構築の検討に取り組む。これらの取組を通じて、政府研究開発投資について、「経済・財政再生計画」との整合性を確保しつつ、対GDP比1%にすることを目指し所要の規模の予算が確保されるよう努めるとともに、2025年（平成37年）までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資を3倍増とすることを目指し、これらにより官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目標とする。

以上の主要歳出分野のほか、全ての歳出分野において、類似事業の整理・統合や重複排除の徹底、事業の効率化など、聖域なく改革を進める。

（５）歳入改革、資産・債務の圧縮

① 歳入改革

（歳入増加に向けた取組）

公共サービスの産業化等を進め、経済活動に占める民間シェア向上による課税ベースの拡大等を通じた新たな税収増を生み出す。また、国・地方が保有する各種資産の有効活用、不要な資産の売却等により、税外収入についても安定的確保に取り組む。

課税等インフラの整備を促進するため、マイナンバー制度を活用し、金融及び固定資産情報（登記及び税情報を含む）と所得情報をマッチングするなど、マイナンバーをキーとした仕組みを早急に整備する。

(税制の構造改革)

経済社会の構造が大きく変化する中、引き続き、税体系全般にわたるオーバーホールを進める。

個人所得課税や資産課税については、政府税制調査会におけるこれまでの議論等を踏まえ、経済社会の構造変化を踏まえた税制の構造的な見直しについて検討を行う。所得再分配機能の回復を図るためには、税制、社会保障制度、労働政策等の面で総合的な取組を進める必要がある。個人所得課税については、所得再分配機能の回復や多様な働き方に対応した仕組み等を目指す観点から、引き続き丁寧に検討を進める。

国際協調を通じた「BEPS¹⁰⁸プロジェクト」の勧告の着実な実施を通じて、グローバルな経済活動の構造変化及び多国籍企業の活動実態に即した国際課税制度の再構築を進めていく。あわせて、税務当局間の情報交換をより一層推進する。

グローバル化やICT化が急速に進展する中で、国・地方における納税者の利便性を向上させるとともに、適正・公平な課税を実現し、税に対する信頼を確保するため、制度及び執行体制の両面からの取組を強化する。

② 資産・債務の圧縮

国・地方が保有する資産（特別会計等を含む）については、一億総活躍社会の実現に資する観点等に照らして、地域と連携した国公有地の有効活用を推進するとともに、不要な資産については売却等を進めていく。売却収入は、債務の償還又は震災復興など追加的に発生する歳出増加要因に有効に活用する。

¹⁰⁸ Base Erosion and Profit Shifting の略、税源浸食と利益移転